

健康管理事業（インフルエンザ予防接種助成・人間ドック受診助成） Q & A

質問	回答
Q1. 会員の家族も助成を受けられますか？	A1. いいえ、助成の対象は会員本人のみです。
Q2. いつまでに接種・受診すれば対象になりますか？	A2. 令和 8 年 2 月が提出期限です。この期限まで申請できるように実施してください。
Q3. 過去に接種・受診したのも対象になりますか？	A3. 今年度（4 月 1 日以降）に接種・受診したもので、必要書類を提出できる場合は対象となります。ただし、接種・受診した日時点で当互助会に加入していることが条件です。
Q4. 脳ドックも助成の対象ですか？	A4. はい、脳ドックも対象です。
Q5. 健康診断にオプションを付けた場合も人間ドック助成の対象になりますか？	A5. いいえ、助成の対象は「人間ドック（ドック）」と領収書に明記されているもののみです。健康診断にオプションを追加したものは対象外です。
Q6. 何回まで申請できますか？	A6. 年度内に 1 人 1 回のみ申請できます。
Q7. 勤務先や他の保険等で助成を受けた場合も対象になりますか？	A7. 勤務先や他の保険等で全額が助成されている場合は対象外です。ただし、事業者や保険で一部のみ助成を受けていて、本人が自己負担した分が所定の金額以上であれば対象になります。（インフルエンザ予防接種は自己負担額が 1,000 円以上、人間ドック受診は 3,000 円以上が必要です。）

→裏面につづく

<p>Q8. 領収書の写しにはどのような情報が必要ですか？</p>	<p>A8. 次の情報がすべて確認できるものを提出してください。氏名、内容（インフルエンザ予防接種、人間ドック（ドック）、接種・受診費用、接種・受診年月日、医療機関名。</p>
<p>Q9. 領収書に必要な情報が不足している場合はどうすればよいですか？</p>	<p>A9. 必要な情報が不足している場合は、他の書類（医療費明細等）を添付して不足分を補ってください。なお、追加で医療機関から証明を受ける際にかかる費用は、会員の自己負担となります。</p>
<p>Q10. 領収書の原本を提出しないといけませんか？</p>	<p>A10. 領収書の写し（コピー）で構いません。ただし内容が不鮮明な場合は、原本の提示をお願いすることがあります。</p>
<p>Q11. 申請はどのようにすればいいですか？</p>	<p>A11. 所定の申請書に必要事項を記入し、領収書の写しを添えて、互助会事務局まで郵送または窓口へご提出ください。</p>
<p>Q12. 振込はいつになりますか？</p>	<p>A12. 15日までに申請頂いた分を翌月15日に振込します。（他給付金と同様です。）</p>
<p>Q13. 振込先はどこになりますか？</p>	<p>A13. 事業者ごとに登録されている口座に振込します。</p>

射水市ゆとりライフ互助会事務局

電話：0766-51-6675 FAX：57-1105